

法律で定められている、妊娠・出産、育児・介護のための制度

滋賀労働局雇用環境・均等室（TEL:077-523-1190）

制度	法律	概要
妊娠・出産に関する制度	母性健康管理措置 	男女雇用機会均等法 ○事業主は、妊娠中及び産後1年を経過しない女性が、妊産婦のための保健指導・健康診査を受けるために必要な時間を確保しなければなりません。 ○また、医師等から指導を受けた場合は、指導事項を守ることができるよう措置を講じなければなりません。
	母性保護措置 	労働基準法 ○女性労働者は、産前6週間（双子以上14週間）・産後8週間、仕事を休むことができます（産前の休業は請求が必要です）。 ○妊娠中の女性労働者は、軽易業務への転換を請求できます。 ○妊娠中及び産後1年までの女性労働者は、変形労働時間制の適用制限や、時間外労働、休日労働、深夜業の制限を請求できます。また、危険有害業務の就業制限があります。 ○満1歳までの子を育てる女性労働者は、1日2回、各30分の育児時間を請求できます。
育児のための制度	育児休業 	育児・介護休業法 ○子が1歳になるまで、事業主に申し出て休業を取得できます。 ○父母ともに休業する場合は子が1歳2ヶ月まで（最長1年）、保育所に入所できない場合などは1歳6カ月までの休業が可能です。 ○平成29年1月1日より、期間雇用者の取得要件が緩和されるとともに、特別養子縁組の監護期間中の子、養子縁組里親に委託されている子等も新たに対象となります。
	子の看護休暇 	○子が小学校に入学するまで、看護等のため、1年度に子1人につき5日（2人以上の場合は10日まで）の休暇を取得できます。 ○平成29年1月1日より、半日単位での取得が可能となります。
	所定外労働の制限	○子が3歳になるまで、所定外労働（残業）免除を請求できます。
	時間外労働の制限	○子が小学校に入学するまで、1ヶ月24時間、1年150時間を超える時間外労働の制限を請求できます
	深夜業の制限	○子が小学校に入学するまで、午後10時から午前5時までの深夜業免除を請求できます。
	短時間勤務制度	○子が3歳になるまで、1日6時間の短時間勤務制度を利用できます（事業主には制度を整備する義務があります）。
家族の介護のための制度	介護休業 	育児・介護休業法 ○家族の介護のために、事業主に申し出て、家族1人につき通算93日まで休業を取得できます。 ○対象となる家族は、配偶者、父母、子、配偶者の父母、同居し扶養している祖父母、兄弟姉妹、孫です。 ○平成29年1月1日より、3回まで分割して取得可能になります。また、祖父母、兄弟姉妹、孫について、同居・扶養していなくても対象となります。
	介護休暇	○家族の介護等のために、1年度に家族1人につき5日（2人以上の場合は10日）の休暇を取得できます。 ○平成29年1月1日より、半日単位での取得が可能となります。
	所定外労働の制限	○平成29年1月1日より、家族の介護のために、所定外労働（残業）免除を申請できます【制度新設】。
	時間外労働の制限	○家族の介護のために、1ヶ月24時間、1年150時間を超える時間外労働の制限を請求できます
	深夜業の制限	○家族の介護のために、午後10時から午前5時までの深夜業免除を請求できます。
	所定労働時間短縮等の措置 	○家族の介護のために、①短時間勤務制度、②フレックスタイム制度、③時差出勤制度、④介護サービス費用助成など、のいずれかを利用できます（事業主は、いずれかを導入する義務があります）。 ○平成29年1月1日より、家族1人につき、連続する3年以上の間に2回以上利用できるようになります。